

北島町から転出される方へ

※市町村によっては手続きが異なりますので、新しい市町村にお問い合わせください。

転出に伴う主な手続きは次のとおりです。

受付時間 8:30～17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことがら	担当課	北島町では	新しい市町村では
国民健康保険被保険者証をお持ちの方	1階 保険福祉課 TEL (088) 698-9805	国民健康保険被保険者証を返却してください。 * 国民健康保険税に関することは、税務課(TEL088-698-9803)にお問い合わせください。	新しい市町村で、国民健康保険に加入してください。
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方		後期高齢者医療被保険者証を返却してください。県外へ転出される方は、徳島県の広域連合が発行する「負担区分等証明書」等をお渡しします。	県外へ転出される方は、徳島県の広域連合が発行する「負担区分等証明書」等を後期高齢者医療担当窓口へ提出してください。
介護保険被保険者証をお持ちの方		介護保険被保険者証を返却してください。要支援・要介護認定をお持ちの方は、受給資格証明書をお渡しします。	要支援・要介護認定をお持ちの方は、北島町よりお渡しする受給資格証明書を介護保険担当窓口へ提出してください。
児童手当を受給されている方	1階 民生児童課 TEL (088) 698-9802	受給事由消滅届が必要です。印鑑をお持ちのうえ民生児童課にて手続き願います。	転出予定日(転出届に記載した異動日)から 15日以内 に児童手当担当窓口にて請求手続きが必要です。(15日を過ぎて申請した場合、手当を受給できない期間が生じることがあります。) 転出先にて必要書類をご確認ください。
児童扶養手当を受給されている方		住所変更届が必要です。印鑑をお持ちください。	住所変更届が必要です。手当証書と印鑑をお持ちのうえ住所変更届をしてください。 転出先にて必要書類をご確認ください。
重度心身障害者等医療費助成を受けていた方		受給者証を返却してください。	新たに申請が必要ですので、転出先にて必要書類をご確認ください。
子どもはぐくみ医療費受給者証をお持ちの方		子どもはぐくみ医療費受給者証と印鑑をお持ちください。	転出先の市町村にお問い合わせ下さい。
自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方		手続きの必要はありません。	
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		手続きの必要はありません。	
小・中学校へ転入学される方 (町外の小・中学校に通学されている方も含みます。)	4階 教育委員会事務局 TEL (088) 698-9812	教育委員会事務局へお申し出ください。 (在籍している学校で『在学証明書』と『教科書給与証明書』の交付を受けてください。)	『在学証明書』と『教科書給与証明書』をお持ちのうえ、転出先の教育委員会へ届け出ください。

【裏面もご覧ください】

北島町から転出される方へ

HPでも確認出来ます。



- ・新しい住所地に住み始めた日から**14日以内**に転入届を行ってください。この届を忘れずと住民登録がなくなるばかりではなく、過料に処せられる場合がありますのでご注意ください。
- ・予定変更などで転出を取りやめた場合、転出取消の手続きが必要です。窓口にお問い合わせください。

※ただし、市町村によっては手続きが異なりますので、新しい市町村にお問い合わせください。

転出に伴う主な手続きは次のとおりです。

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝休日・年末年始除く)

ことから	担当課	北島町では	新しい市町村では
印鑑登録をされている方	1階 住民課 TEL(088) 698-9804	転出(予定)日以降、印鑑登録は廃止されます。カードを返却してください。	印鑑証明書が必要な方は、印鑑をお持ちのうえ新たに登録してください。
マイナンバーカード(電子証明書)・通知カード・住基カードをお持ちの方		電子証明書は失効します。	カードをお持ちください。電子証明書は新たに申請してください。
国民年金にご加入の方		手続きの必要はありません。	年金手帳と印鑑をお持ちのうえ、新しい市町村で住所変更の手続きをしてください。
原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車をお持ちの方	1階 税務課 TEL(088) 698-9803	標識の返還手続きをお願いします。 * 必要なもの * 印鑑・標識(ナンバープレート)	(北島町で標識の返還ができない場合)北島の標識の返還と新標識の取得の手続きを行って下さい。
軽自動車、二輪の軽自動車(250cc以下)をお持ちの方		* 市町村の窓口では手続きできません。 手続きに関しては徳島県軽自動車協会(TEL088-641-2010)または、新住所地の軽自動車協会にお問い合わせ下さい。	
二輪の小型自動車(251cc以上)をお持ちの方		* 市町村の窓口では手続きできません。 手続きに関しては四国運輸局・徳島運輸支局(TEL050-5540-2074)または、新住所地の運輸局にお問い合わせ下さい。	
水道のご使用を中止される方	4階 水道課 TEL(088) 698-9810	水道使用中止届が必要です。届出が無い場合は、使用量が無くても基本料金が発生しますのでご注意ください。 ただし、アパート等でこれまで水道課から直接料金の請求をしていない物件にお住まいだった方につきましては、届出は不要です。	
水道のご使用を中止しないで、「水量のお知らせ」等を現地以外への送付をご希望の方		水道・その他変更届をご提出ください。	

【裏面もご覧ください】